

**建物共済仕組改訂等に伴う
宮城EUCシステム改修業務調達仕様書**

平成 29 年 9 月 4 日

宮城県農業共済組合

目 次

第1章 調達件名.....	1
第2章 作業の概要.....	1
1 背景と目的.....	1
2 用語の定義.....	1
3 業務の概要（業務の範囲）.....	3
4 現行システムの概要.....	3
5 調達の範囲及び概要.....	5
6 作業内容・納入成果物.....	7
第3章 開発するシステムの要件.....	8
1 業務機能要件.....	8
2 画面要件.....	8
3 帳票要件.....	8
4 情報・データ要件.....	9
5 外部インタフェース要件.....	9
6 規模要件.....	9
7 性能要件.....	9
8 信頼性要件.....	9
9 拡張性・柔軟性要件.....	9
10 システム中立性要件.....	10
11 事業継続性要件.....	10
12 運用性要件.....	10
13 保守性要件.....	10
14 情報セキュリティ要件.....	10
第4章 開発するシステムの稼動環境要件.....	10
1 全体構成.....	10
2 ハードウェア構成.....	10
3 ソフトウェア構成.....	10
4 ネットワーク構成.....	11
第5章 テスト作業要件.....	11
1 テスト計画書の作成.....	11
2 テスト実施要件.....	11
第6章 移行作業要件.....	13
第7章 運用役務要件.....	13
第8章 保守役務要件.....	13

第9章 開発作業体制及び作業方法	13
1 作業体制	13
2 開発方法	13
3 実装	15
4 教育と引継ぎ	15
第10章 契約条件等	16
1 業務の再委託	16
2 知的財産権の帰属等	16
3 機密保持	17
4 情報セキュリティに関する受託者の責任	17
5 瑕疵担保責任	19
6 法令等の遵守	19
7 応札条件	19
8 特記事項	19

第1章 調達件名

建物共済仕組改訂等に伴う宮城 EUC システム改修業務

第2章 作業の概要

1 背景と目的

現在、当組合では、国標準システム及び団体独自開発システムを補完するための「宮城 EUC システム（以下「宮城 EUC」という。）」を開発、運用し業務を行っている。

平成 29 年 6 月 21 日付で建物共済の仕組改訂に係る告示及び模範共済（保険）規程例等、建物共済事務取扱要領並びに建物共済約款例が施行された。

併せて、建物共済の仕組改訂に係る団体独自開発システム改修も行われ平成 29 年 5 月 31 日に全国農業共済協会より提供された。

建物共済仕組改訂に伴い団体独自開発システムである住まいるシステムは、建物総合共済の地震等担保割合の 30% から 50% への引き上げ、自動継続特約の自動継続回数制限の緩和、小損害実損填補特約の導入、臨時費用担保特約の給付割合の引き上げ及び選択性の導入にかかる修正が行われた。

当組合は建物共済仕組改訂を平成 30 年 4 月 1 日から実施することとしており、宮城 EUC の改修を必要としている。宮城 EUC の改修により、組合業務を適正、確実かつ合理的、効率的に行うことを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「組合」とは宮城県農業共済組合をいう。
- (2) 「本所」とは宮城県農業共済組合本所をいう。
- (3) 「支所」とは宮城県農業共済組合県南支所、宮城中央支所、亘理名取支所、六の国支所、大崎支所、栗原支所、迫支所、石巻支所をいう。
- (4) 「家畜診療センター等」とは宮城県農業共済組合県南家畜診療センター、中央家畜診療センター、県北家畜診療センター及び家畜診療研修所をいう。
- (5) 「国標準システム」とは国が開発した共済事業運営に必要な全国統一版システムをいう。下表のとおり 10 システムからなる。事業ごとにサブシステムが存在する。オラクル社の Oracle11g 及びマイクロソフト社の Access2010 にて構築されたシステムである。以下の説明では標準システムに含める。

種別	システム名
国標準システム	NICシステム / NICサブシステム
	家畜共済システム
	家畜共済事故低減情報システム
	医療品等在庫管理システム
	農作物共済システム
	水稲品質・麦災害収入システム
	畑作物共済システム
	園芸施設共済システム
	果樹共済システム
	経理システム


- (6) 「団体独自開発システム」とは全国農業共済協会及び各県連合会等が共同開発した共済事業運営に必要な全国統一版システムをいう。表のとおり 4 システムからなる。事業ごとに必要なサブシステムが存在する。オラクル社の Oracle11g 及びマイクロソフト社の Access2010 にて構築されたシステムである。以下の説明では標準システムに含める。

種別	システム名
団体独自開発システム	住まいるシステム(建物共済システム)
	農機具共済システム
	給与計算システム
	農業共済新聞購読者管理システム

- (7) 「標準システム」とは国標準システム及び団体独自開発システムをいう。
- (8) 「EUC システム」とは標準システムデータベースを参照し各種集計や帳票印刷機能するシステム及び、標準システム以外で組合の事業運営上必要なシステムをいう。当組合の事務処理は標準システムにより実施されているが標準システムで不足している各種集計や帳票印刷機能は標準システムデータベースを参照するシステムにより実施している。なお、基本仕様は標準システムに準じている。
- (9) 「宮城 EUC」とは EUC システムのうち組合全体で統一利用するシステムをいう。当組合の実施事業ごとに存在する。
- (10) 「支所 EUC」とは EUC システムのうち支所内で統一利用するシステムをいう。当組合の支所の実施事業ごとに存在する。
- (11) 「農業共済ネットワーク化情報システム」とは標準システム、宮城 EUC 及び支所 EUC をいう。
- (12) 「現行システム」とは本仕様書において宮城 EUC をいう。
- (13) 「対象システム」とは本仕様書において改修対象となる宮城 EUC システムをいう。
- (14) 「担当職員」とは組合が指定した組合職員をいう。

3 業務の概要（業務の範囲）

標準システム	EUC	
	宮城EUC	支所EUC
NICシステム / NICサブシステム	宮城EUC_NIC	支所EUC_NIC
家畜共済システム	宮城EUC_家畜	支所EUC_家畜
家畜共済事故低減情報システム		
医療品等在庫管理システム		
農作物共済システム	宮城EUC_農作物	支所EUC_農作物
水稲品質・麦災害収入システム		
畑作物共済システム	宮城EUC_畑作物	支所EUC_畑作物
園芸施設共済システム	宮城EUC_園芸	支所EUC_園芸
果樹共済システム	宮城EUC_果樹	支所EUC_果樹
経理システム	-	-
住まいるシステム(建物共済システム)	宮城EUC_住まいる	支所EUC_住まいる
農機具共済システム	宮城EUC_農機具	支所EUC_農機具
給与計算システム	宮城EUC_給与	支所EUC_給与
農業共済新聞購読者管理システム	-	-

 が今回の調達範囲のシステムである。

4 現行システムの概要

(1) ハードウェア構成

現行システムの使用機器を、下記に示す。

種別	台数
ブレードエンクロージャ	1 台
仮想化ホスト(ブレード型)	15 台
仮想化ホスト(ラックマウント型)	4 台
バックアップ・仮想化管理サーバ	1 台
iSCSIストレージアレイ(SAS型)	2 台
iSCSIストレージアレイ(NL-SAS型)	1 台
直接接続ストレージ(DAS)	1 式
LTOテープ装置	1 台
インテリジェントネットワークスイッチ(ブレード型)	4 台
インテリジェントネットワークスイッチ(ラックマウント型)	4 台
ネットワークスイッチングハブ	1 台
コンソール(LCD / キーボード / マウス)・KVMスイッチ	1 台
無停電電源装置(UPS)	3 台

(2) ソフトウェア構成

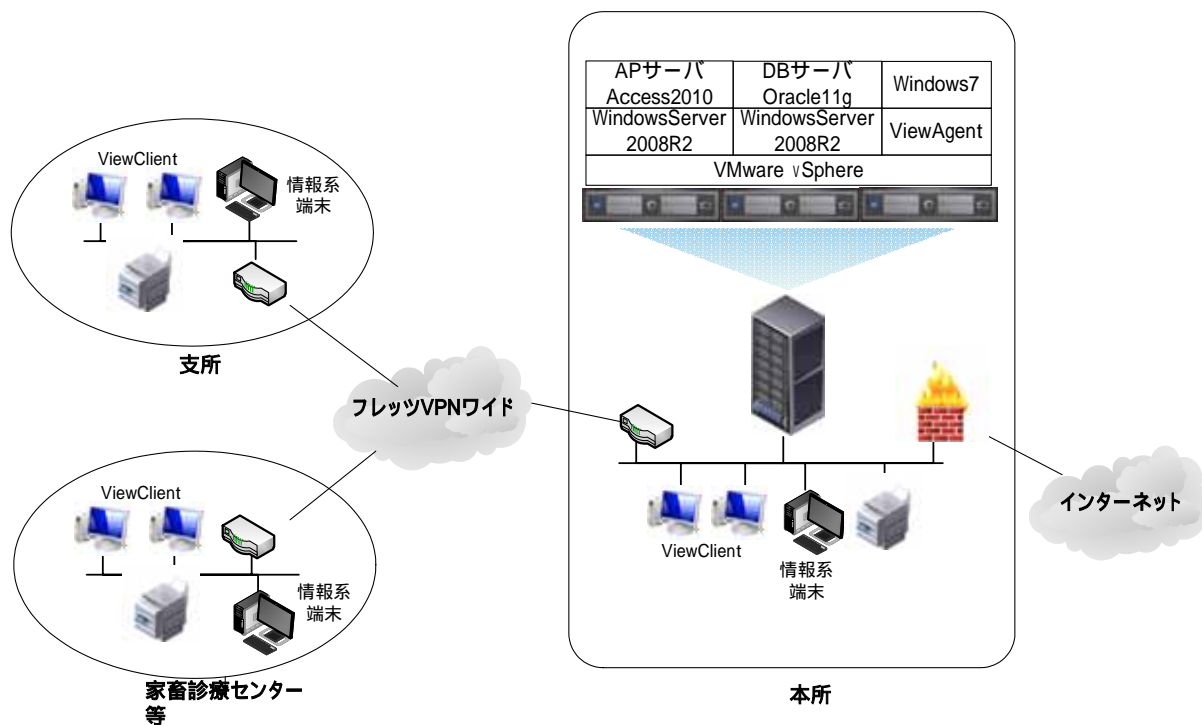
現行システムの使用製品を、下記に示す。

種別	ソフトウェア
サーバOS	Windows Server 2008 R2
データベース	Oracle 11g R2 (11.2.0.1.0)
アプリケーション	Citrix XenApp 6.5または Windows Server 2008 R2 (RemoteApp)
開発ツール	Access2010
共通	システム環境はVMWare社の「VMWare vSphere」を利用して、全て仮想環境として構築している

(3) ネットワーク構成

現行システムのネットワーク図を、下記に示す。

宮城県農業共済組合ネットワーク構成イメージ図



現行システムの詳細について受託者は当組合との協議において確認するものとする。

5 調達範囲及び概要

(1) 調達範囲

現行宮城 EUC_住まいる、宮城 EUC_農機具の機能追加及びシステムテスト

現行宮城 EUC_住まいる、宮城 EUC_農機具への帳票印刷機能追加及びシステムテスト

上記の関連作業

(2) 調達の概要

No	EUC種別	機能名	委託内容
1	宮城EUC_住まいる	自動継続特約設定画面 (新設)	主契約の自動継続特約回数について、2回から9回までを選択し、標準システム(住まいるシステム明細画面)へ反映する画面を作成する。
2	宮城EUC_住まいる	お薦め特約設定画面 (新設)	推進方策に応じた臨時費用担保特約、小損害実損填補特約、費用共済金不担保特約を選択し、お薦め内容を設定するため標準システム(住まいるシステムお薦め共済入力画面)へ反映する画面を作成する。
3	宮城EUC_住まいる	加入申込書	一般用と収容農産物補償特約付帯用の加入申込書について、仕組改訂内容(特約付帯)に合わせた加入申込書様式に変更する。
4	宮城EUC_住まいる	共済証券	小損害実損填補特約項目及び小損害実損填補特約付帯共済掛金を追加し、合計共済掛金等の欄に主契約掛金、小損害実損填補特約付帯共済掛金、収容農産物補償特約付帯共済掛金の合計を表示する。
5	宮城EUC_住まいる	加入承諾書兼共済掛金等納入通知書(メールシラ用)、自動継続特約更改加入のお知らせ、共済掛金等領収書	収容農産物補償特約共済掛金、小損害実損填補特約付帯共済掛金及び合計共済掛金等の欄を追加する。
6	宮城EUC_住まいる	加入承諾書兼共済掛金等納入通知書(4連)	一般用と収容農産物補償特約付帯用に区分していたものを統合する。納入金額に、収容農産物補償特約付帯共済掛金、小損害実損填補特約付帯共済掛金を含める。
7	宮城EUC_住まいる	加入承諾書兼納入通知書出力画面	一般用と収容農産物補償特約用を出力オプションで切替しているが、両者の様式を統合するため収容農産物補償特約用の出力オプション選択を非表示にする。
8	宮城EUC_住まいる	加入申込書回収状況一覧表、加入申込書個人別発行者一覧表[合計]、証券発行者一覧表、加入承諾書兼納入通知書発行者一覧表	掛金等に、収容農産物補償特約共済掛金、小損害実損填補特約付帯共済掛金を含める。
9	宮城EUC_住まいる	引受データエクスポート画面	各種事務処理を行うためにシステム内のデータを開発環境に排出する画面に小損害実損填補特約のコンボボックスを追加する。また、臨時費用担保特約のコンボボックスに抽出条件を追加する。
10	宮城EUC_農機具 宮城EUC_住まいる	加入申込書	平成29年度の加入推進時より、加入申込書を窓空き封筒に封入して対応していることから、加入申込書の住所氏名欄を現行の窓空き位置に合わせる。

詳細について受託者は当組合との協議において確認するものとする。

6 作業内容・納入成果物

(1) 作業内容

受託者は本仕様書に示す要件に従い、宮城 EUC システムに係わる設計・開発に関する役務を遂行すること。

本業務のプロジェクト管理
基本設計
詳細設計
開発
総合テスト
受入テスト支援
マニュアル作成及び操作指導

(2) 作業スケジュール

平成 30 年 1 月末日までに業務完了し作業委託する全 EUC システムが本番稼動することとする。

なお、受託者は当組合との協議において帳票の利用時期を確認した上で着手し難易度に関わらず完成したものから提供すること。

要求分析・基本設計・詳細設計 平成 29 年 10 月～
最終納品 平成 30 年 1 月 31 日（水）
運用開始 平成 30 年 2 月～

(3) 納入成果物及び期限

納入成果物一覧と期限

本調達の成果物の納入期限は下記を必須とし詳細は受託者と当組合が初回打ち合わせをする際に詳細を決定することとする。また、詳細については担当職員の指示に従うこと。

開発計画書（詳細については、第9章 2-(1)- 参照）
要件定義書
基本設計書
実行プログラム一式
操作マニュアル

納入成果物は書面・電子媒体とする。

書面での提出書類は、原則として A4 判とし、日本語で記載すること。部数は 1 部とし、電子媒体を併せて提出すること。原則として、媒体の種類は、CD-R 等とし、ファイル形式は、当組合で採用している読み書き可能な形式に合わせる。これ以外の形式を利用する場合は、当組合と相談すること。

なお、専門用語には必ず説明を付すこと。

納入期限 平成 30 年 1 月 31 日（水）

注 1 プログラムには、ソースプログラム、実行形式プログラム、利用環境等を定義するファイル、コンテンツを含めること。CD-ROM 等に格納すること。

注 2 担当者・体制表等、変更があれば都度提出すること。

納入場所、納入条件

宮城県農業共済組合 総務部企画情報課（仙台市青葉区上杉 1 丁目 8 - 10）

なお、詳細については、別途担当職員の指示に従うこと。

検収方法

ア 受入テスト

(ア) 第 5 章テスト作業要件に従い受入テストの合格をもってプログラム等についての検収とする。

(イ) テスト時に使用した一時ファイル等の不要なファイル等は、受入テスト終了後、受託者において削除すること。

イ 書類の検収

(ア) 設計書等、開発の各段階でレビューを行う。納品時にドキュメント品質も検収する。

第 3 章 開発するシステムの要件

1 業務機能要件

対象システムは、現行システムの機能を継承し、対象業務を適正、確実かつ効率的に行うシステムとして構築する。以下に、対象システムの機能について必要と考える主な機能を示す。機能の詳細は閲覧可能である。

なお、対象システムの各機能の具体的な仕様については、設計時において受託者と当組合の協議により決定する。

2 画面要件

現行システムの画面デザイン及び遷移等は原則として踏襲することとし、更なる業務の効率化・合理化が図れるよう、必要に応じ変更等を行うものとする。

なお、具体的な画面デザイン及び遷移等の決定は、設計時において受託者と当組合との協議により行うので、受託者は、効率化・合理化の方策がある場合には提案すること。

3 帳票要件

宮城 EUC は、主に標準システムデータベースを参照し帳票印刷を行うものであるが、対象システムにおいても、これらの帳票を現行システムと同様に作成するものである。受託者は、本改修に当たって、各帳票の利用形態や現在作成している帳票の分析を行い、問題点の解決策等につ

き受託者と当組合の協議において提案すること。

4 情報・データ要件

- (1) 効率的なアクセス処理を可能とし、かつデータベース維持管理のためのプログラムコードの開発の必要性を極小化できるようにするため、正規化等を十分に考慮の上、冗長なデータの発生を抑制する設計とすること。
- (2) また対象システム内で共通データを扱う共通部品等を使用する場合は、その提案をすること。

5 外部インタフェース要件

受託者は開発にあたり、必要な情報を受託者の負担と責任において調査するとともに担当職員に確認すること。

6 規模要件

(1) 利用者数

対象システムの利用者は、当組合職員等であり、具体的には以下のとおりである。

システム管理者

別途指定する職員 4人（組合本所企画情報課）

業務担当者

本所の職員 7人

支所の職員 約60人

ただし本調達による EUC システムはシステムごとに利用者が異なる。

(2) データ量

受託者は開発にあたり必要な情報を受託者の負担と責任において調査するとともに担当職員に確認すること。

7 性能要件

職員にとって快適な作業を実現でき、かつシステムの日常運用を円滑に進めることができるために現行システムを下回らない処理速度を実現すること。

8 信頼性要件

現行システムと同等の信頼性を確保すること。

9 拡張性・柔軟性要件

現行システムと同等の拡張性・柔軟性を確保すること。

1 0 システム中立性要件

対象システムは現行システムの構成を踏襲するものとし、他事業者がシステムの保守や拡張を引き継ぐことが可能であること。

1 1 事業継続性要件

現行システムと同等の事業継続性を確保すること。

1 2 運用性要件

現行システムと同等の運用性を確保すること。

1 3 保守性要件

(1) ソフトウェア保守要件

保守機があることを前提に、不具合発生時に早急な修正対象の特定と修正計画が可能な仕組みを用意すること。

ソフトウェアのバージョン管理を適切に行える仕組みを提供すること。

ソフトウェア構造を明確にし、仕様変更時や障害対応時の妥当性検証を省力化するための工夫をすること。

セキュリティホールが発見された場合の設定の変更やセキュリティアップデートの適用等の対策、その実施に先立つ調査・検証を適宜行うことを想定した仕組み又は手順を提供すること。

(2) ハードウェア保守要件

本調達にはハードウェアは含まないため該当しない。

1 4 情報セキュリティ要件

本調達は新規開発ではないため具体的な指示はしないが、現行システムのセキュリティを理解し更に良い機能等があれば提案すること。

第4章 開発するシステムの稼働環境要件

1 全体構成

対象システムを構成する機器については既存の機器を利用する。受託者は、システム構築に当たって必要となるソフトウェア及びハードウェアの構成を担当職員に確認すること。

2 ハードウェア構成

現行システムが稼働する環境で動作すること。詳細については担当職員に確認すること。

3 ソフトウェア構成

現行システムに準じること。詳細については担当職員に確認すること。

4 ネットワーク構成

ネットワーク環境については現行システムに準じること。詳細については担当職員に確認すること。

第5章 テスト作業要件

1 テスト計画書の作成

受託者は実施する単体テスト、結合テスト、総合テスト、セキュリティテストについて、テスト方針、実施内容及び実施理由を記載したテスト計画書を当組合の求めに応じ提出すること。当組合が主体となって実施する受入テストについては支援すること。

2 テスト実施要件

(1) テスト工程共通要件

単体テスト、結合テスト及び総合テストの各テスト工程において共通する要件を以下に示す。

受託者はテストの管理主体としてテストの管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うこと。

受託者は当組合及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。

当組合に対し定期進捗報告及び問題発生時の随時報告を行うこと。

各テストを行うため、一連のテストケース（入力、出力及びテスト基準）、テストシナリオ（例外処理を含む。）、テストデータ、テスト評価項目及びテスト手順を作成すること。

各テスト終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、当組合の求めに応じ、テスト実施報告書を作成すること。

他システムとの接続試験を実施する際には、当組合職員、当該システム開発及び保守業者と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。

テストに必要なプログラム類の開発ないし用意を行い、当組合の求めに応じ進捗を報告すること。

(2) テストデータ要件

テストにおいて使用するテストデータに係る要件を以下に示す。

受入テスト以外のテストデータは、原則として受託者において用意すること。

テストデータの管理は、受託者が責任を持って行うこと。なお、テスト工程毎のテスト計画書は業務終了まで保管し当組合の求めに応じ提出すること。

(3) テスト環境要件

テスト環境に係る要件を以下に示す。

単体テスト及び結合テストに必要な機器等は、受託者の負担と責任において準備すること。

総合テスト及び受入テストに必要な機器等は、テストを実施するために必要な各種設定

を担当職員との協議の上受託者の責任において実施し、本番環境と同等の環境を準備すること。

テスト環境における受託者のセキュリティ要件は第 10 章の記述に従うこと。

(4) 結合テスト要件

プログラム及びモジュールが、対象システム全体において、正しく機能することを確認するため、段階的に結合した状態でテストを行い、結果を報告すること。

(5) 総合テスト要件

総合テストに係る要件を以下に示す。

ソフトウェアが仕様に適合し、かつ本番環境で利用可能であることを確認できる評価指標を設定した上で、テストを実施すること。

性能及び負荷のテストにおいては、本番環境と同様の環境により相応の負荷等をかけ、問題が発生しないことを確認すること。

総合テストでは、以下の項目について確認を行うこと。

ア 機能性

- ・ システム機能が仕様書どおりに動作すること。
- ・ 他システムとの業務連携処理が正常に機能すること。
- ・ 情報セキュリティ要件を満たしていること。

イ 信頼性

- ・ 信頼性要件を満たしていること。
- ・ 障害が発生した際の回復処理が適切であること。

ウ 操作性

- ・ 説明書どおりに動作し、利用者が利用しやすいこと。

エ 性能

- ・ オンライン処理、バッチ処理の応答時間、スループットが適切であること。
- ・ システムの限界条件（データ量、処理量）下で、正常に動作すること。

(6) セキュリティテスト要件

本調達は現行システムの機能追加であるため該当しない。

(7) 受入テスト支援要件

当組合が主体となって実施する受入テストに係る要件を以下に示す。

受入テストにおける具体的な手順及び結果を記入するための受入テスト手順書（案）を作成すること。なお、システム操作に精通していない職員でも分かりやすいテストとなるように工夫すること。

受入テストは当組合が主体となるが、当組合の求めに応じて受入テストを支援するための要員を確保すること。

受入テストで必要となるテストデータについて準備を支援すること。

受入テストで確認された障害について対応方針を提示し当組合の承認を得ること。

当組合に承認された対応方針に従い、プログラム及びドキュメント等を修正すること。

第6章 移行作業要件

本調達には移行作業は含まないため該当しない。

第7章 運用役務要件

本調達には運用役務は含まないため該当しない。

第8章 保守役務要件

本調達には保守役務は含まないため該当しない。

第9章 開発作業体制及び作業方法

1 作業体制

(1) 全体体制

受託者は、開発作業に入る前に担当職員との協議において本組合の体制について理解の上作業に入ること。

(2) 受託者体制

受託者は、本作業を履行できる体制案を提出し、当組合の了承を得ること。なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は事前に当組合の了承を得ること。

また、受託者は、本作業の履行が確実に行われるよう、本作業の全期間に渡って、必要となるスキル、経験を有した要員の確保を保証すること。

受託者側の体制（責任者・実施責任者を含む実行部隊）

受託者側の実施責任担当者

責任担当者に求める要件は、次のとおりとする。プロジェクト管理担当責任者と設計開発担当責任者は兼任して差し支えないものとする。

ア プロジェクト管理担当責任者

進捗管理手法に精通し、経験を有すること。

イ 設計開発担当責任者

データベース・システムの企画・設計に関する知見や技術を有すること。

連絡体制（受託者側の対応窓口）

(3) 当組合が受託者に対し、常時契約履行状況に関する確認を行える体制とすること。なお、受託者は作業体制図を作成・提出すること。

2 開発方法

(1) 開発計画

受託者は、開発計画の作成に当たり、担当職員との協議において開発業務の内容理解及び宮城 EUC 全般の機能理解に努めるとともに、初回打ち合わせの際に開発計画書を提出すること。

開発を行うに当たり、良いと思われる具体的な方策があれば、提案すること。以下の個々の仕様箇所に分散して記述しても構わない。

本作業を実施するため、開発計画書及び計画表（日程表、成果物と対応した WBS を含む。以下「開発計画書等」という。）を作成・提出し、当組合の承認を得て決定すること。

開発計画書については以下の事項について定めること。そのための種々管理表は当組合と相談し合意を得ること。但し、受託者において確立されたプロジェクト管理手法が当組合の求める管理表と異なる場合には、予め提案書にて提案し、受注後に相談調整するものとする。

ア ソフトウェア開発プロセス

(ア) 成果物

(イ) 成果物と関連づけられた作業スケジュール

(ウ) チェックポイント

(エ) 主要マイルストーン

イ ソフトウェア変更管理

(ア) ソフトウェア構成管理計画と手順

(イ) ソフトウェアの仕様に関する変更の定義と手順

(ウ) 仕様変更の影響を最小にする対処の考え方

ウ ソフトウェア評価

(ア) ソフトウェア評価基準とフィードバックに関する手順

エ 標準と手順

(ア) 技術的成果物に関する標準と手順

WBS については、設計・開発段階における標準 WBS の項目を含め、成果物と対応させ作成すること。また、同 WBS に基づき、ガントチャート形式の開発計画表を併せて作成・提出すること。なお WBS の内容（詳細度や項目・実績の表示等）については当組合の承認を得ること。

開発計画書等は、作業の進捗状況に合わせ随時内容の更新及び詳細化を図ることとし、更新後の計画書等は、定例会等の機会を利用して、当組合に報告・提出すること。

(2) 開発工程

本作業の遂行に当たっては、本作業の開発計画書等に定めた事項を遵守したプロジェクト管理を行うこと。

ソフトウェアの設計工程において、情報セキュリティに関する妥当性を確認するための設計レビューを含め、レビューを行うこと。また、製造工程において、ソースコードレビューを行うこと。設計レビュー及びソースコードレビューの範囲及び方法は事前に定め、当組合の承認を得ること。

作成したソースコードについて、不必要なアクセスから保護すると共に流出を防ぐこと。

(3) 進捗管理方法

各作業に関する打合せ、納品物等のレビュー及び作業進捗確認のため、作業期間中、定期的に定例会議を行うこと。

毎回の定例会議の議事録を、遅くとも次回定例会議までに作成し提出すること。

定例会議では、開発スケジュールと実際の進捗状況の差を明らかにし、その原因と対策を明らかにすること。そのための課題管理表などは開発計画で定めたドキュメント類を用いること。なお、進捗管理に当たっては WBS・ガントチャートによるものとし、作業計画書の各管理要領については一覧形式の管理表を作成し報告を行うこと。

当組合内での作業に当たっては、当組合の指示に従い作業終了後は報告書を提出すること。

開発工程中における仕様変更については、変更を少なくするための方策を提案すると共に、各フェーズにおける変更不可となる時点についての考え方を示すこと。

(4) ドキュメント基準

ドキュメントの記述については、当組合の規則に準ずること。

ドキュメントについては、当組合の求めに応じその構成や記載項目、記載内容及び記載水準等を規定した作成要領を提出し、これに従うこと。

(5) 開発環境

本調達における開発環境は、受託者の負担と責任において確保すること。

3 実装

- (1) ハードウェア等の納入業者との連携・協力を図り、対象システムの導入作業及び試験・調整を実施すること。
- (2) 対象システムの導入作業及び試験・調整は当組合が指定する日時及び設置場所で行うこと。
- (3) 試験・調整に当たっては、予め計画書を提出し、これに従うこと。

4 教育と引継ぎ

(1) 運用業者への引継ぎ

対象システムの運用業者に対し、納入するドキュメント類を用いて、作成した運用設計の説明を行い、当該業者への引継ぎをすること。

この引継ぎの計画を立て当組合の了承を得ること。

引継ぎ結果を報告書にまとめ納入すること。

(2) 教育に係る要件

職員が、対象システムの操作を習得するために必要な教育を当組合内で実施すること。

第10章 契約条件等

1 業務の再委託

- (1) 受託者は、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。

但し、受託者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、当組合が了承した場合は、この限りでない。

- (2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本仕様書「第10章 2. 知的財産権の帰属等」、「同3. 機密保持」、「同4. 情報セキュリティに関する受託者の責任」を含め、本調達の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- (3) 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。また、受託者は、当組合が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について当組合に対し報告し、また当組合が自ら確認することに協力するものとする。
- (4) 受託者は、当組合が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、当組合の承認を得るものとする。

2 知的財産権の帰属等

- (1) 本調達の作業により作成する成果物に関し、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を当組合に譲渡し、当組合は独占的に使用するものとする。

なお、受託者は当組合に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本調達の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、当組合と別途協議するものとする。

- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、当組合が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この時、受託者は当該著作権者の使用許諾条件につき、当組合の了承を得るものとする。

- (3) 本調達の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら当組合の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、当組合は紛争等の事実を知った時は、速やかに受託者に通知するものとする。

3 機密保持

- (1) 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、当組合から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次の から のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

当組合から取得した時点で、既に公知であるもの

当組合から取得後、受託者の責によらず公知となったもの

法令等に基づき開示されるもの

当組合から秘密でないとして指定されたもの

第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に当組合に協議の上、承認を得たもの

- (2) 受託者は、当組合の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- (3) 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、当組合から貸与されたものについては、検収後 1 週間以内に当組合に返却するものとする。

4 情報セキュリティに関する受託者の責任

- (1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、当組合のセキュリティポリシーに従って受託者組織全体のセキュリティを確保すること。

- (2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は、当組合のセキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保すると共に、当組合から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

当組合以外で作業を行う場合も、当組合のセキュリティポリシーに従い、情報セキュリティを確保できる環境において行うこと。

- (3) 受託者、受託作業実施場所、及び受託業務従事者に関する情報提供

受託者は、当組合からの求めがあった場合に、受託者の資本関係・役員等の情報、受託作業の実施場所に関する情報、受託業務の従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供すること。

- (4) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本調達に係る業務の遂行において当組合からの求めがあった場合に、情報セキュリティ対策の履行状況を報告すると共に情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに当組合に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

受託者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める当組合の情報の外部への漏えい及

び目的外利用。

受託者による当組合のその他の情報へのアクセス。

被害の程度を把握するため、受託者は必要な記録類を契約終了時まで保存し、当組合の求めに応じて成果物と共に発注者に引き渡すこと。

情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある事象が本調達に係る作業中及び契約に定める瑕疵担保責任の期間中に発生し、かつその事象が受託者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受託者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。

ア 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、当組合の承認を得た上で実施すること。

イ 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、当組合へ提出して承認を得ること。

ウ 再発防止対策を立案し、当組合の承認を得た上で実施すること。

エ 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、当組合の指示に基づき措置を実施すること。

(5) 情報セキュリティ監査の実施

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、当組合が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、当組合がその実施内容(監査内容、対象範囲、実施等)を定めて、情報セキュリティ監査を行う(当組合が選定した事業者による監査を含む)。

情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

(6) セキュリティ対策の改善

受託者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について当組合が改善を求めた場合には、当組合と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

(7) 私物の使用禁止

受託者は、本調達に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物(関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。)コンピュータ及び私物記録媒体(USBメモリ等)に当組合に関連する情報を保存すること及び本調達に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止し、それを管理し求めに応じて管理簿を提出すること。

(8) オペレーション環境への電子機器の持ち込み禁止

当組合のテスト及び本番の機器・オペレーション環境に受託者のモバイル機器・コンピュータを持ち込んで서는ならない。

(9) 納品物に対するセキュリティチェックの実施

納品時には必ずマルウェアに対するセキュリティチェックを行い、クリーニングした上でその証左と共に納品すること。

5 瑕疵担保責任

検収後 1 年間に於いて、納入成果物に瑕疵があることが判明した場合には、受託者の責任及び負担に於いて、当組合が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。

6 法令等の遵守

- (1) 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

7 応札条件

別添の入札説明書を参照のこと。

8 特記事項

本調達案件は、平成 29 年度予算による実施を前提とするものであり、当該予算の実施承認が遅延する、あるいは中断される事態が生じた場合には、当組合と受託者との間でその対応策について、別途協議するものとする。